面 会 規 定

医療法人仁寿会　サニーサイドホスピタル

第1条（目的）
本規程は、入院患者の療養環境の確保及び患者の安全管理の観点から
当院における面会の基本事項を定めることを目的とする。

第2条（適用範囲）
本規程は、当院に入院している全患者及び面会者に適用されるものとする。

第3条（面会時間）
面会時間は、以下の通りとする。

- **面会時間：　毎日 10:00～11:30　13:00～ 16:00**

  医師の判断により、面会を制限または禁止する場合がある。

第4条（面会の条件・制限）
患者の安全と感染対策のため、以下の条件を遵守すること。

- **時間：1回の面会時間は30分以内とする。**
- **対象者：ご家族、または医師が認めた方とする。**
- 人数：患者の療養環境の確保および他患者への配慮の観点から
  多人数での面会は控えるものとする。

第5条（面会手続き）
面会者は必ず以下の手続きを行うこと。

1. **面会前に病院受付窓口（日曜日は病棟サポートステーション）に備え付けの面会名簿に患者氏名、面会者全員の氏名、続柄、受付時間を記入する。**
2. **面会終了時は、面会名簿に面会終了時刻を記入する。**

第6条（禁止事項）
次に該当する方の面会は原則禁止とする。

- 発熱（37.5℃以上）、咳、下痢など体調不良の方
- 感染症の疑いがある方、またはその濃厚接触者
- 酒気を帯びている方
- 医師が不適当と判断した者

第7条（感染防止対策・面会時厳守事項）

- 面会者は院内で以下の事項を守ること。
- **受付にて必ず手指消毒を行うこと。**
- **感染対策のため、マスクの着用を義務付ける。**
- 院内での大声での会話、他の患者の迷惑となる行為は慎むこと。
- 病室への生花、生ものの持ち込みは原則禁止とし、患者への差し入れなど病棟看護師が確認の上で許可、不許可とする。
- 院内で喫煙をしない。
- 病棟で飲食をしない。

第8条（特例）

- 重症患者の看取りや、医師が特に必要と認めた場合は、
  上記以外の時間・人数の面会を許可することがある。

第9条（面会の制限）

- 感染症流行時や院内感染の発生時に、医師の判断または当院感染対策委員会の決定により、予告なく面会の禁止・制限をすることがある。
  その際、病院受付で告知または患者キーパーソン等に連絡をする。
- 医師の判断または当院感染対策委員会の決定により、予告なく面会の制限の解除をおこなう。病院受付で告知または患者キーパーソン等に連絡をする。

第 10条（附則）
この規定は2026年6月1日より施行する。